

岐阜県地域療育システム支援事業（技術支援事業）実施要領

「岐阜県地域療育システム支援事業実施要綱」 3（2）イに定める技術支援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

1 事業の対象者と研修期間

（1）研修生

研修生は、県内の療育機関で児童発達支援に関わる（予定を含む）職員ならびに医療機関や療育機関等で小児リハビリテーションに関わる（予定を含む）職員とする。

（2）研修内容

研修は希望が丘こども医療福祉センター（以下「センター」という。）の療育場面やリハビリテーション場面の見学及び講義を中心に行う。

（3）研修期間

研修期間は半日程度とするが、受講者の希望に応じて可能な範囲で調整するものとする。

2 事業実施の流れ

（1）研修希望者はその所属長より技術支援事業申込書（別紙様式1）を提出する。

（2）センター所長は、別紙様式2により申込者（研修生）あて決定の通知を行う。

3 研修の中止・変更

やむを得ない事由により研修が不可能となった場合は、研修の中止・変更を行う。

4 費用

研修費用は原則無料とする。但し、材料費等が必要な場合は研修生の負担とする。

附 則

この要領は平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。